

# 業者等の禁止行為 に関する政省令案

制度調査部  
金本 悠希

## 金融商品取引業者等の販売・勧誘ルール政省令案 8

### 【要約】

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政省令案が公表された。内容は多岐に渡るが、本稿では、金融商品取引業者等に関する禁止行為について扱う。

政省令案では、契約締結前交付書面等の交付に際し、一定の事項について顧客の知識等に照らし、顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明する義務が定められている(本文 参照)。

また、相場操縦により、実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、上場金融商品等の買付け・売付け、デリバティブ取引の受託等をする行為が禁止されることになる(本文 参照)。

また、抵当証券・商品ファンド・金融先物取引について、迷惑時間勧誘の禁止が定められている(本文<sup>27</sup>参照)。

### 1. はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法(以下、金商法)に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。

金商法の中で、金融商品取引業者等及び役職員に対しては、一定の行為が禁止されている。しかし、その具体的内容は内閣府令にゆだねられていた。

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。そのなかで、金融商品取引業者等に関する禁止行為に関する政省令案も公表されており、本稿ではそれについて扱う。

### 2. 禁止行為

#### (1) 具体的内容

金商法で、金融商品取引業者等及び役職員は、「投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為」が禁止されている(金商法38条6号)。

この禁止行為として、今回公表された金融商品取引業等に関する内閣府令案(以下、金商業府令案)



では、以下の行為が具体的に規定されている（金商業府令案 124 条）。

以下の書面の交付に際し、顧客に対して契約締結前交付書面の一定の記載事項<sup>1</sup>について、顧客の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

- a. 契約締結前交付書面
- b. 上場有価証券等書面
- c. 契約締結前交付書面を交付しない場合の目論見書<sup>2</sup>
- d. 契約変更書面

契約の締結・勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

契約に付き、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客若しくは第三者に対し、特別の利益を提供する行為<sup>3</sup>

契約の締結・解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

契約に基づく金融商品取引行為を行うこと、その他の当該契約に基づく債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用すること、その他不正の手段により取得する行為

不招請勧誘の禁止の対象となる金融商品取引契約<sup>4</sup>の締結を勧誘する目的があることを、顧客にあらかじめ明示しないで、当該顧客を集めて当該契約の締結を勧誘する行為

再勧誘の禁止の対象となる金融商品取引契約<sup>5</sup>の締結について、顧客があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思<sup>6</sup>を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

有価証券の売買・市場デリバティブ取引等に関するフロント・ランニング<sup>7</sup>

あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等<sup>8</sup>をする行為

個人である金融商品取引業者・金融商品取引業者等の役職員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づ

<sup>1</sup> 金商法 37 条の 3 第 1 項 3 号～7 号の事項（契約の概要、手数料等、指標の変動により損失が生ずるおそれがあるときはその旨等）。

<sup>2</sup> 契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。

<sup>3</sup> 第三者に特別の利益の提供を約させ、又は提供させる行為を含む。

<sup>4</sup> 不招請勧誘の禁止の対象となる金融商品取引契約は、金融商品取引法施行令案で、店頭金融先物取引が指定されている（金融商品取引法施行令案 16 条の 4 第 1 項）。

<sup>5</sup> 再勧誘の禁止の対象となる金融商品取引契約は、金融商品取引法施行令案で、金融先物取引が指定されている（金融商品取引法施行令案 16 条の 4 第 2 項）。

<sup>6</sup> 当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。

<sup>7</sup> 顧客から有価証券の買付け・売付け又は市場デリバティブ取引等の委託等を受け、当該委託等に係る売買または取引を成立させる前に、自己の計算において当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買又は当該市場デリバティブ取引等と同一の取引を成立させることを目的として、当該顧客の有価証券の買付け・売付け又は市場デリバティブ取引等の委託等に係る価格と同一又はそれよりも有利な価格で有価証券の買付け・売付け又は市場デリバティブ取引等（有価証券の売買又は市場デリバティブ取引等に関する取引一任契約に基づいて行われる取引を含む）をする行為。

<sup>8</sup> 有価証券等清算取次ぎを除く。

いて、又は専ら投機的利益の追及を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為  
顧客の有価証券の売買等がインサイダー取引規制に違反する、又は違反するおそれのあることを知りながら、当該有価証券の売買等の受託等をする行為

以下の取引について、顧客に当該有価証券の発行者<sup>9</sup>の法人関係情報<sup>10</sup>を提供して勧誘する行為

- a. 有価証券の売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引
- b. クレジット・デリバティブ取引<sup>11</sup>
- c. a、bに係る媒介、取次ぎ、代理

上場会社等の発行する株式・新株予約権を引き受ける者を募集する際に需要調査を行う場合に、法令に定められている措置<sup>12</sup>を講じずに、調査対象者等に法人関係情報を提供する行為

法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買等<sup>13</sup>をする行為<sup>14</sup>

不特定多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の買付け・売付け・市場デリバティブ取引またはこれらの委託等を、一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格の形成を損なうおそれがあるもの

顧客の取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して、自己又は当該顧客以外の顧客の利益を図ることを目的として、不特定多数の顧客に対し、有価証券の買付け・売付け・市場デリバティブ取引又はこれらの委託等を、一定期間継続して、一斉にかつ過度に勧誘する行為<sup>15</sup>

相場操縦<sup>16</sup>の目的をもって、上場金融商品等・店頭売買有価証券の買付け・売付け、デリバティブ取引、またはこれらの申込み・委託等をする行為<sup>17</sup>

相場操縦により、実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、上場金融商品等・店頭売買有価証券の買付け・売付け、デリバティブ取引<sup>18</sup>の受託等をする行為<sup>19</sup>

金融商品取引業者等が以下の方法に従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合に、当該契約を書面によって締結しないこと<sup>20</sup>

<sup>9</sup> デリバティブ取引については別途規定されている。

<sup>10</sup> 上場会社等の運営・業務・財産に関する公表されていない重要な情報で、顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、並びに公開買付け、公開買付けに準ずる株券等の買集め、公開買付けの実施・中止の決定に係る公表されていない情報（金商業等府令案1条4項14号）。

<sup>11</sup> 市場デリバティブ取引・店頭デリバティブ取引に該当するものが対象であり、外国市場デリバティブ取引に該当するものは含まれない。

<sup>12</sup> 調査方法に応じて定められており、たとえば金融商品取引業者等が自ら調査する場合は、(1)法令遵守管理部門が提供する法人関係情報の内容などが適切であることについてあらかじめ承認をしている、(2)法人関係情報等が公表されるまでの間に、当該上場会社等の一定の有価証券等の売買等を行わないことと、一定の例外を除き法人関係情報を調査対象者以外のものに提供しないことについて、あらかじめ調査対象者に約させていること、(3)記録書面を作成し、5年間保存するために必要な措置を講じていること、といった措置を講ずることが規定されている。

<sup>13</sup> 有価証券の売買の場合は、オプションが行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。

<sup>14</sup> 取引一任契約に基づくこれらの取引をする行為を含む。

<sup>15</sup> 金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者に勧誘させる行為を含む。

<sup>16</sup> 上場金融商品等・店頭売買有価証券の相場や、相場・取引高に基づいて算出した数値を、変動させ、くぎ付けし、固定し、安定させ、又は取引高を増加させること。

<sup>17</sup> 有価証券の募集・売出しを容易にするために、取引所金融商品市場・店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における、当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

<sup>18</sup> 有価証券等精算取次ぎを除く。

<sup>19</sup> 注17参照。

<sup>20</sup> 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によって締結する場合を除く。

有価証券の売買、デリバティブ取引、又はこれらの受託等について、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定する方法

- 21 安定操作取引をすることができる金融商品取引業者が、募集・売出しのされている有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券又は投資証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、安定操作期間内における買付けに関して行う以下の行為
- a. 自己の計算による買付け
  - b. 他の金融商品取引業者等に買付けの委託等<sup>21</sup>をする行為
  - c. 安定操作取引に係る有価証券の発行者である会社の計算による株券の買付けの受託等<sup>22</sup>
  - d. 安定操作取引の委託等をする者が計算による買付けの受託等<sup>23</sup>
  - e. 取引一任契約に基づく買付け<sup>24</sup>
- 22 安定操作取引又はその受託等<sup>25</sup>をした金融商品取引業者が、その最初に行った安定操作取引の時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないです、当該有価証券の発行者が発行する株券等<sup>26</sup>について買付けの受託等、売付け<sup>27</sup>又は当該有価証券の売買に係る有価証券関連デリバティブ取引<sup>28</sup>の受託等<sup>29</sup>
- 23 顧客の信用取引を、自己の計算においてする買付け・売付け<sup>30</sup>と対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法により成立させた場合において、当該買付け又は売付けに係る未決済の勘定を決済するため、これと対当する売付け・買付けをする行為
- 24 一定の外国投資信託<sup>31</sup>の受益証券について一定の金融商品取引業<sup>32</sup>を行う場合に、顧客に対し、外国会社報告書・外国会社半期報告書が英語により記載される旨の説明を行わず、またはその旨を記載した文書を交付しないこと<sup>33</sup>

21 有価証券等清算取次ぎの委託を除く。

22 有価証券等清算取次ぎの受託を除く。

23 有価証券等清算取次ぎの受託、有価証券関連デリバティブ取引により取得し、又は付与した権利が行使された場合に成立する有価証券の売買による買付け及び安定操作取引の受託等を除く。

24 有価証券関連デリバティブ取引により取得し、又は付与した権利が行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、金融商品取引所の定める規則において当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められているもの並びに認可金融商品取引業協会の定める規則において当該認可金融商品取引業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められているものを除く。

25 有価証券等清算取次ぎの受託を除く。

26 時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券、優先出資証券若しくは投資証券を含む。

27 金融商品取引業者等からの買付けの受託等、金融商品取引業者等への売付けおよび売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く。

28 コールの取得又はプットの付与に限る。

29 金融商品取引業者等からの受託等を除く。

30 取引一任契約に係るものを含む。

31 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条2号に掲げる証券投資信託に類するもの。

32 有価証券の売買・市場デリバティブ取引等、及びその媒介・取次ぎ・代理、取引所金融商品市場における有価証券の売買・市場デリバティブ取引の委託の媒介・取次ぎ・代理等（当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付けの媒介、取次ぎまたは代理、及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く）、及び有価証券の募集・売出しの取り扱い、私募の取扱い。

33 当該行為の前日1年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。

- 25 店頭金融先物取引の受託等<sup>34</sup>につき、顧客<sup>35</sup>に対し、当該顧客が行う当該店頭金融先物取引の売付け・買付けその他これに準ずる取引と対当する取引<sup>36</sup>の勧誘その他これに類似する行為をすること
- 26 委託金融商品取引業者が、当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券<sup>37</sup>、又は売出しをする自己の株式の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを登録金融機関又はその役員<sup>38</sup>若しくは使用人が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券について一定の金融商品仲介業<sup>39</sup>を行うこと<sup>40</sup>（グループ内金融機関の融資先が発行する有価証券について、調達した資金を融資の弁済に充てる旨の告知義務）
- 27 一定の金融商品取引契約<sup>41</sup>の締結・解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- 28 裏書以外の方法による抵当証券等の売買その他の取引を行う行為

### 3 . 施行日

金商法の施行は、2007年12月13日までの政令で定める日<sup>42</sup>である。しかし、金融庁のホームページでは、2007年9月ころを予定しているとされている<sup>43</sup>。

く。

<sup>34</sup> 証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。

<sup>35</sup> 特定投資家を除く。

<sup>36</sup> 顧客が行う当該店頭金融先物取引の売付け・買付けその他これに準ずる取引から生じうる損失を減少させる取引。

<sup>37</sup> 金商法33条2項1号に掲げる登録金融機関が金融商品取引業を行うことの出来る有価証券、並びに外国・外国の者の発行する国債証券・地方債証券を除く。

<sup>38</sup> 当該役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。

<sup>39</sup> 当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から6月を経過する日までの間に、当該有価証券を売却する、有価証券の売買の媒介による金融商品仲介業。または、有価証券の募集・売出しの取扱い、又は私募の取扱いによる金融商品仲介業。

<sup>40</sup> 自己に対して借入金に係る債務を有する者が当該有価証券を発行する場合に、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを顧客に説明した場合を除く。

<sup>41</sup> 抵当証券等、商品ファンド関連受益権に係るもの又は通貨等に関する金融先物取引に係るものに限る。

<sup>42</sup> 「証券取引法等の一部を改正する法律」が公布（2006年6月14日）されてから、1年6ヶ月を超えない政令で定める日。

<sup>43</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html> 参照。